

特定非営利活動法人共に生活を築く会 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、特定非営利活動法人共に生活を築く会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を東京都文京区に置く。

(目 的)

第3条 本会は、知的障害を持つ人々が地域で共に生きて行くために、知的障害者の生活の場並びに福祉的就労の場を提供し、その管理、運営に関する事業を行い、知的障害を持つ人々が健康で安心して暮せる街づくりを推進し、もって知的障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表に掲げる「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行う。

(事業の種類)

第5条 本会は第3条の目的を達成するために、特定非営利活動に係わる事業として、次の事業を行う。

- (1) 知的障害者の生活の場（生活寮）の設置、管理、運営に関する事業
- (2) 知的障害者の福祉的就労の場（福祉作業所）の設置、管理、運営に関する事業
- (3) 刊行物、パンフレットの配布並びにインターネットにより、知的障害者が健康で安心して暮らせる街づくりを推進するため、情報の提供並びに知識の普及・啓発に関する事業

2 この法人は、その他の事業として次の事業を行う。

- (1) 不動産の賃貸事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収入は、その事業の維持並びに第1項に掲げる事業に全て充てるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 本会には次に掲げる会員を置き、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 本会の目的に賛同して入会した個人。
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を支援するために入会した個人及び団体。

(入 会)

第7条 会員の入会については、特に条件は定めない。

- 2 本会の会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人に、その旨を通知しなければならない。

(会 費)

第8条 会員は、毎年1回、年会費を納入しなければならない。

- 2 入会申込書の様式、年会費の額は別に定める。

(会員の資格喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 会費を3カ月以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

- (1) 本会の定款に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会は既に納入された会費、その他の抛出金品は返還しない。

第3章 役 員

(役員の種類及び定数)

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上で、5名以内
- (2) 監事1人以上で、2名以内

- 2 理事のうち1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会に於いて正会員のうちから選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会に於いて理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が、役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 法第20条各号の何らかに該当する者は、本会の役員になることができない。

5 監事は、理事又は本会の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第15条 理事長及び副理事長は本会を代表する。

2 理事長は、本会の業務を総理し、副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

4 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本会の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況、又は本会の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は辞任又は任期満了後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員として相応しくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(総会の種別)

第20条 本会の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (6) 会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第49条に於いて同じ。）その他新たな業務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は毎年一回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の4分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第27条 総会に於ける議決事項は、第24条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 止むを得ない理由により総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会に於いて選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合には、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会に於ける議事事項は、第33条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 止むを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることをできない。

(理事会の議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議に於いて選任された議事録署名人2人以上が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第38条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初に財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付された金品

(4) 資産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第39条 本会の資産は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第40条 本会の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決による。

第6章 会 計

(会計の原則)

第41条 本会の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第42条 本会の会計は、これを分けて特定非営利活動に係わる事業会計、その他の事業会計の2種とする。

(事業年度)

第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、止むを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後に止むを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 本会の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算に於いて、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 本会が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経て、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。

(解 散)

第51条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 前項第1号の規定に基づき本会が解散するときは、総会に於いて出席した正会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の規定に基づき解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 本会が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者へ譲渡するものとする。

(合併)

第53条 本会が合併しようとするときは、総会に於いて正会員総数の3分の2以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、本会の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行なう。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第55条 本会に、本会の事務を処理するために、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 前条の事務局を設置した場合、事務局長及び職員の任免は、理事長が行なう。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定

める。

附 則

第1条 この定款は、本会の法人成立の日から施行する。

第2条 本会の法人設立当初の役員は、別表のとおりとする。

第3条 本会の法人設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、本会の法人設立の日から平成16年6月30日までとする。

第4条 本会の法人設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、本会の法人設立の日から平成16年3月31日までとする。

第5条 本会の法人設立当初の事業計画及び収支予算書は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

第6条 本会の法人設立当初の年会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	正会員	金6,000円
	賛助会員	
	{個人会員	金6,000円
	{団体会員	金6,000円

別表

設立当初の役員名簿

役 職 名	氏 名
理 事 長	小 嶋 敏 郎
副 理 事 長	大 橋 悦 子
理 事	竹 中 光 子
理 事	森 枝
監 事	長 谷 川 健